

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

急速な少子化の進行や子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、「子育て世帯が必要としている支援が速やかに受けられる福島」が実現するよう、以下の項目を基本的理念としました。

○ 「子どもの最善の利益」の尊重

教育・保育を始めとする子育て支援を実施するにあたっては、子どもの発達段階や個性を踏まえ、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を最優先に考えた対応をすることとします。

○ 切れ目のない一体的な支援体制の構築

福島の未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すためには、一人一人の成長をあたたく見守るとともに、状況に応じて必要な支援が適時適切に提供されることが重要です。

特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援を提供できる体制を整備していきます。

○ 社会全体での子育て・子育ての支援

子どもを持つことや子育てに対する負担や不安、孤立感ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、行政、企業をはじめ地域の各団体、高齢者など様々な世代等、社会全体でその気持ちを受け止め、寄り添い、支え合うことができる体制づくりを推進します。

○ 全ての子どもに対する健やかな育ちへの支援

全ての子どもに健やかな成長を促すためには、画一的な支援ではなく、子どもの状態や取り巻く環境などに対応した支援が必要です。そのため、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、障がいなどの子どもの状況や家族の状況を踏まえ、社会的な支援の必要な家庭に対して適切に対応ができる体制を整備していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、福島県の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定める基本的なものです。

この中では、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村という区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等について規定します。

なお、本計画に記載されている提供体制の確保方策は、幼稚園、保育所及び認定こども園の認可・認定にあたっての需給調整の判断根拠となるものです。

さらに、本計画は、うつくしま子ども夢プラン次期計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るものです。

3 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の公表

本計画については、ホームページにより公表します。

5 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 点検及び評価

- ① 事業年度の翌年度に本計画の進捗状況を点検します。
- ② 点検結果は、福島県子ども・子育て会議計画部会に報告し、意見を伺うことにより、今後の施策展開の参考とします。
- ③ 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に係る需要量と供給量については、ホームページにより公表します。

(2) 計画の見直し

上記1の点検の結果、計画の内容と実態が大きく乖離していると認められた場合は、計画の全部若しくは一部を見直すこととします。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。